



申込内容を変更した場合の クーリングオフの起算日

三井生命保険株式会社 牧 純一

本保険法・判例研究会は、隔月に保険法に関する判例研究会を上智大学法学部で開催している。その研究会の成果を、本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法の解釈の発展に資することがその目的である。

したがって本判例評釈は、もっぱら学問的視点からの検討であり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会等の特定の団体や事業者の見解ではない。

上智大学法学部教授・弁護士 甘利 公人

東京地判平成26年4月14日 平成23年(ワ)第32195号保険金等請求事件(確定)
判例集未登載

I. 本件の争点

本件は、転換契約を締結した契約者兼被保険者である訴外Aが、契約成立のおよそ10日後に死亡したため、死亡保険金受取人である原告Xが、生命保険会社である被告Y1及びこれに所属する保険募集人・被告Y2に対し、死亡保険金(Y1への請求)または同額の損害賠償金(Y1及びY2への請求)を求めた事案である。

本件の特徴は、転換前保険契約の死亡保険金が、転換後保険契約の死亡保険金等よりもはるかに高額であったこと(前者は1500万円、後者は数万円)、このためXが請求したのが転換前保険契約の死亡保険金であった点にある。

Xが転換前保険契約の死亡保険金を請求する根拠は、クーリングオフがなされたというものであり、本件の主な争点はクーリングオフの成否、中でも、申込がなされた後、その内容が変更された場合にクーリングオフの起算日がいつになるかにある。

なお、Xはクーリングオフの他に、被告Y2が虚偽の説明をしたことやリスクの説明を怠ったこと等を主張しているが、これらの主張は畢竟、事実認定の問題であり、結論としてはいずれも斥けられていることから、以下においてはこの点は割愛する。

II. 事実の概要

1. 前提事実

(1) 当事者等

ア Aは、Xの母であり、平成22年11月14日、死亡した。Aの相続人は、Aの夫、Aの長女、およびAの二女であるXの3名である。

イ Xは、本件転換前保険契約において死亡保険金受取人及び指定代理請求人とされていた者である。

ウ Y1は、生命保険業等を主たる目的とする株式会社である。

エ Y2は、平成21年4月からY1 M営業部に所属する保険募集人であった者であるが、平成24年12月、Y1を退社している。

(2) 本件転換前保険契約の成立

Y1とAとの間においては、平成13年3月5日、Aを被保険者、Xを死亡保険金受取人とし、契約日を同月1日として、以下の内容の本件転換前保険契約が成立した。

ア 証券番号 (332) XXXX-XXXX

イ 保険種類 5年ごと利差配当付定期保険(商品名「三井の定期保険-R」)

ウ 保険金額 1500万円

エ 傷害特約 500万円

オ 災害入院特約 日額5000円

カ 疾病入院特約 日額5000円

キ 成人病入院特約日額 日額5000円

ク 月額保険料 1万3735円

ケ 保険期間 各10年

コ 死亡保険金受取人 X

(3) (略)

(4) 本件転換前保険契約を被転換契約とする保険契約の申込書の作成等

ア Aは、平成22年10月18日、Y2の訪問を受け、本件転換前保険契約を被転換契約とする以下の内容の保険契約に係る申込書(以下「本件申込書」という。)、意向確認書及び告知書を作成して、これをY2に交付した。

(7) 保険種類 3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険(商品名「メディストック」)

- (イ) 主たる保険契約 保険料1000円
- (ウ) 災害入院特約2007 給付日額5000円（終身払込）
- (エ) 疾病入院特約2007 給付日額5000円（終身払込）
- (オ) 生活習慣病入院特約2007 給付日額5000円（終身払込）
- (カ) 女性疾病入院特約2007 給付日額5000円（終身払込）
- (キ) 月額保険料 1万4740円（主契約保険料1000円、特約保険料1万3740円）
- (ク) 保険期間 終身
- (ケ) 死亡保険金受取人 X

またAは、上記保険契約に係る初回保険料1万4740円をY2に支払い、Y2は、その領収書（以下「本件領収書1」という。）をAに交付した。なお、本件領収書1の裏面には、保険業法309条1項1号、保険業法施行規則240条所定の「保険契約の申込みの撤回等に関する事項」が記載されていた。

イ 略

(5) 保険契約申込書訂正請求書・変更承諾書の作成等

Aは、平成22年11月2日、Y2の訪問を受け、本件申込書による申込内容について、以下のとおり変更する旨の保険契約申込書訂正請求書・変更承諾書（以下「本件申込書訂正請求書・変更承諾書」という。）を作成し、Y2に交付した。

- ア 主契約保険料 1000円を3785円とする。
- イ 女性疾病入院特約2007入院日額 日額5000円を日額0円とする（特約を付さないこととする。）。
- ウ 上記イ以外の各入院特約の保険料払込期間を、終身払込から80歳払済に変更する。

また、Aは、本件申込書訂正請求書・変更承諾書に係る変更に伴い不足する保険料5260円をY2に支払い、Y2は、その領収書（以下「本件領収書2」という。）をAに交付した。

なお、本件領収書2の裏面には、保険業法309条1項1号、保険業法施行規則240条所定の「保険契約の申込みの撤回等に関する事項」が記載されていた。

(6) 本件転換後保険契約の成立等

上記(4)及び(5)の経過を経て、Y1とAとの間にお

いては、平成22年11月5日、本件転換前保険契約を被転換契約とし、Aを被保険者、契約日を同月1日として、以下の内容の本件転換後保険契約が成立し、同月8日、その旨の生命保険証券が作成された。

- ア 証券番号 (604) XXXX-XXXX
- イ 保険種類 3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険（商品名「メディストック」）
- ウ 主たる保険契約 保険料3785円
- エ 災害入院特約2007 給付日額5000円（80歳払済）
- オ 疾病入院特約2007 給付日額5000円（80歳払済）
- カ 生活習慣病入院特約2007 給付日額5000円（80歳払済）
- キ 月額保険料2万円（主契約保険料3785円、特約保険料1万6215円）
- ク 保険期間 終身
- ケ 死亡保険金受取人 X

(7) 本件転換前保険契約と本件転換後保険契約の差異等

本件転換後保険契約と本件転換前保険契約について、同程度の保険料であることを前提として比較した場合には、医療保障については、本件転換前保険契約では、入院特約の免責期間が4日であるとともに、保険期間が更新をしても76歳時までであるのに対し、本件転換後保険契約では、日帰り入院から保障されるとともに、終身保障が受けられるという差異がある一方、死亡保障については、本件転換前保険契約では、死亡保険金が1500万円であるのに対し、本件転換後保険契約では、死亡保障が積立金（転換契約締結直前で20,455円、毎月の積立金は3,785円）の範囲に限定されるという差異があるところであって、本件転換後保険契約は、本件転換前保険契約と比較して、死亡保障よりも生前の医療保障に厚い内容となっている。

(8) その後のAの状況とXと被告らとのやり取り等

- ア Aは、平成22年11月7日、脳内出血のため自宅で倒れ、病院に搬送されたが、そのまま意識不明の状態が継続し、その後、死亡するまで意識が回復することはなかった。
- イ Xは、同月8日、Y2の携帯電話に連絡をし、Aが倒れたこと、すぐに会って話がしたいことを伝えた。
- ウ これを受けて、X及びXの知人であるKと、

Y2及びY1 M営業部の部長であるTが、同月9日、病院付近の喫茶店で面談をした。その席上、Xは、Tに対し、あらかじめ作成していたX本人名義の本件転換後保険契約についてクーリングオフ(保険業法309条1項に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。以下同じ。)をする趣旨の書面(以下「本件クーリングオフ書面」という。)の受領を求めたが、Tは、クーリングオフの期間(以下「クーリングオフ期間」という。)が経過していること等を理由に、その受領を拒否した。

エ Xは、同月12日、Y1 M営業部を訪問して、改めてA代理人名義の本件転換後保険契約についてクーリングオフをする趣旨の書面を提出し、Y1 M営業部において、これを受領した。

オ Aは、同月14日、死亡した。

カ 平成24年11月 提訴

キ 平成25年9月13日 Aの相続人(夫、長女及びX)が、上記ウ・エをXの無権代理によるクーリングオフと構成し、Y1に対しこれを追認する旨の意思表示をした。

2. 争点

(1)~(3) (略)

(4) 本件転換後保険契約についてクーリングオフの効力が認められるのか否か(争点4)

ア クーリングオフ期間の起算日はいつか。

イ Xが、本件転換前保険契約の指定代理請求人として、クーリングオフをすることができるのか否か。

ウ Aが意思無能力状態となったことに基づき、民法158条1項類推適用により、クーリングオフ期間の進行が停止するのか否か。

エ Xが、クーリングオフをする権限を相続により承継したのか否か。

オ 仮にXにクーリングオフをする権限がなかった場合に、Aの相続人の追認により、当該クーリングオフが有効となるのか否か。

3. 争点に対する当事者の主張

(1)~(3) (略)

(4) 争点4(本件転換後保険契約についてクーリングオフの効力が認められるのか否か)

(X)

ア Xの本件クーリングオフ書面による本件転換後保険契約のクーリングオフ

(7) クーリングオフ期間の起算日

平成22年11月2日に、AからY1に対して本件申込書訂正請求書・変更承諾書の提出がされ、これにより保険契約の内容が変更されたのであるから、この時点において、新たな契約の申込みがされたと評価すべきであり、また、同日に、保険業法309条1項1号、保険業法施行規則240条所定の「保険契約の申込みの撤回等に関する事項」が記載されている本件領収書2がAに交付されたのであるから、本件転換後保険契約のクーリングオフ期間の起算日は、同日であるというべきである。

(イ) 指定代理請求人の権限

指定代理請求人の制度は、被保険者において意識障害等により意思表示が困難となる場面を想定し、被保険者の指定代理請求人に対する代理権授与を認めるものと解される。本件においては、本件転換後保険契約のクーリングオフ期間中にAが意識障害によって意思表示が困難となったのであるから、被保険者であるAの合理的意思としては、指定代理請求人に対して、クーリングオフを行う権限を含めた代理権を授与したものと解釈されるべきである。

(ウ) 以上によれば、Xの本件クーリングオフ書面による本件転換後保険契約のクーリングオフは、有効にされたものというべきである。

イ クーリングオフをする権限の相続等

(7) 民法158条1項類推適用によるクーリングオフ期間の進行の停止

Aは、平成22年11月7日、脳内出血のため、意識不明の意思無能力状態となった。この時点で、Aは、成年被後見人に相当する状況に至ったのであるから、成年後見人という法定代理人が存在しない本件においては、民法158条1項類推適用により、本件転換後保険契約のクーリングオフ期間の進行は停止したものである。

(イ) Xによるクーリングオフを行う権限の相続
前述のとおり、本件転換後保険契約のクーリングオフ期間の進行は停止しており、その状態のまま、Aの相続人であるXがクーリン

グオフを行う権限を相続した。そして、Xは、本件クーリングオフ書面によるクーリングオフを追認した。

(ウ) Aの相続人によるクーリングオフに係る無権代理行為の追認権の相続

仮にXに本件転換後保険契約のクーリングオフを行う権限が認められないとしても、Xが行ったクーリングオフは、Aを本人とする無権代理行為ということができ、Aの相続人であるAの夫、Aの長女及びXは、その追認権を相続した。そして、夫、長女及びXは、平成25年9月13日、Y1に対し、Xによる本件転換後保険契約のクーリングオフを追認する旨の意思表示をした。

(エ) 以上によれば、Xの本件クーリングオフ書面による本件転換後保険契約のクーリングオフは、有効にされたものというべきである。

(Y1)

クーリングオフにより本件転換後保険契約が効力を失ったとするXの主張については争う。

ア クーリングオフ期間の起算日

本件転換後保険契約に係る本件申込書の受領日及び保険業法309条1項1号、保険業法施行規則240条所定の「保険契約の申込みの撤回等に関する事項」が記載された本件領収書1の交付日は、いずれも平成22年10月18日であり、同日をもって本件転換後保険契約のクーリングオフ期間の起算日というべきである。

この点に関し、同年11月2日にAからY1に対して本件申込書訂正請求書・変更承諾書の提出がされているが、その内容は、新たな契約の申込みと評価できるものではなく、同日をもってクーリングオフ期間の起算日ということではできない。

イ 指定代理請求人の権限

指定代理請求人の制度は、被保険者が受取人になる保険金について、意識障害等により保険金請求が困難な場合に、その事情を証明した上で、指定代理請求人が上記保険金を代理請求できるとするものであり、当該保険契約について、契約締結やクーリングオフを含む包括的代理権を指定代理請求人に付与するものではない。したがって、指定代理請求人には、当該保険契約のクーリングオフを行う権限はない。

ウ 民法158条1項類推適用によるクーリングオフ期間の停止

クーリングオフの制度は、契約者保護の観点から、原則8日間の短期間に限り、無理由での申込みの撤回や契約の解除を認めた制度であり、クーリングオフ期間が長期間継続することは予定されていないし、実際にその期間を長期間継続させると、契約の効力が甚だしく不安定になって、弊害が著しいところ、クーリングオフ期間について民法158条を類推適用すると、最低でもクーリングオフ期間が6か月間伸びてしまうこととなる。その反面、クーリングオフ期間が経過したとしても、契約者にとって、請求権の喪失など本来民法158条が予定しているような深刻な事態が生じるものではない。したがって、クーリングオフ期間に関しては、民法158条の類推適用は認められない。

エ Xによるクーリングオフを行う権限の相続

クーリングオフの制度は、短期間に限り、契約者の意思に基づく無理由での申込みの撤回や契約の解除を認めた制度であるから、本来の契約者以外の者である相続人にまでその制度の利用を認める必要はなく、クーリングオフを行う権限は、一身専属権として相続されないものと解すべきである。

オ Aの相続人によるクーリングオフの行使に係る無権代理行為の追認権の相続

クーリングオフの行使につき無権代理行為の追認権の行使ができるとすれば、前述のとおり、クーリングオフ期間が長期間継続することになって、契約の効力が甚だしく不安定になり、弊害が著しい。したがって、仮にクーリングオフに関して無権代理行為の追認権を行使する余地があるとしても、その行使期間は、法の予定している契約の申込み時から8日間に限られるべきである。

III. 判旨 請求棄却（確定）

1. (略)

2. 争点4（本件転換後保険契約についてクーリングオフの効力が認められるのか否か）について

(1) 前記前提事実によれば、AとY1との間に、平成22年11月5日、本件転換前保険契約を被転換契約として、Aを被保険者とする本件転換後保険契

約が成立したものと認められる。

- (2) ところで、保険業法309条1項に基づく保険契約の申込みの撤回又は解除（クーリングオフ）は、「申込者等が、内閣府令で定めるところにより、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき」（同項1号）は行うことができないとされている。そして、前記前提事実によれば、AがY1に対して本件転換後保険契約の申込みをした日は、本件申込書が提出された平成22年10月18日というべきであり、また、保険業法309条1項1号、保険業法施行規則240条所定の「保険契約の申込みの撤回等に関する事項」が記載された本件領収書1が交付された日も同日であると認められるところであって、このことからすれば、同日から起算して8日を経過したときには、保険業法309条1項に基づき本件転換後保険契約の申込みの撤回又は解除（クーリングオフ）を行うことはできないものというべきである。しかるに、本件においては、Xの主張によっても、Xによる保険業法309条1項に基づき本件転換後保険契約の申込みの撤回又は解除（クーリングオフ）が行われたのは平成22年11月9日が最初であるから、その時点において既に同項1号所定の期間を経過していることになる。したがって、その余の点について検討するまでもなく、上記申込みの撤回等は無効というべきであるから、本件転換後保険契約は有効である一方、本件転換前保険契約は、これを被転換契約とする本件転換後保険契約の成立により消滅したことになることと解するのが相当である。以上によれば、本件転換前保険契約が有効であることを前提とするXの請求は理由がない。

- (3) この点に関し、Xは、平成22年11月2日に、AからY1に対して本件申込書訂正請求書・変更承諾書の提出がされたことをもって、新たな契約の申込みがされたと評価すべきであり、同日をもって保険業法309条1項1号所定のクーリングオフ期間の起算日とすべきである旨主張する。

しかしながら、前記前提事実によれば、本件申込書訂正請求書・変更承諾書によって変更された本件転換後保険契約の内容は、①主契約保険料を1000円から3785円とすること、②女性疾病入院特

約を付さないこととすること、③女性疾病入院特約以外の各入院特約の保険料払込期間を80歳払済とすることの3点のみであり、これは、本件申込書による申込内容の主要部分を変更するものではないというべきであるから、本件申込書訂正請求書・変更承諾書の提出をもって、本件転換後保険契約に係る新たな契約の申込みとみることはできないものと解するのが相当であるし、そのように解したとしても、契約申込者であるAには、本件転換後保険契約の主要部分については熟慮する期間を与えられていたものといえることができるから、保険業法309条1項を含むいわゆるクーリングオフの制度趣旨に反することにはならないものというべきである。よって、Xの上記主張は採用することができない。

IV. 評釈

1. 前提

(1) 保険業法によるクーリングオフ制度の概要

契約の申込みがなされた場合、民法の原則によれば、申込者は一定期間申込みを撤回することができない¹⁾のに対し、クーリングオフとは、この原則に修正を加え、申込みまたは契約締結後の一定期間、一切の不利益を受けることなく、理由を示さずに、無条件で申込を撤回し、または契約を解除できる権利をいう。

保険商品に関しては、保険業法309条がこれを規定しており、保険契約申込み者又は保険契約者（以下「申込者等」という）は、

- ・ 保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された日

- ・ 申込みをした日

のいずれか遅い日から起算して8日（以下「クーリングオフ期間」という）を経過するまでは、クーリングオフをすることができる。

なお、「当該保険契約の保険期間が1年以下であるとき」等の除外事由がある。

(2) 保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面

上記のとおりクーリングオフは、保険業法309条1項1号、同法施行規則240条に定める保険契約の申込みの撤回等に関する事項が記載された書面（以下「309条1項1号書面」）を交付された日等から起算して8日を経過するまでにすることができるが、被

告Y1においては、第1回保険料相当額受領時に交付する領収書の裏面に、上記事項を記載していた²⁾。

(3) 申込内容の変更手続およびその場合に交付される領収書

本件では、一旦申込がなされた後、申込内容の一部が変更されている。

被告Y1においてはこのような場合通常、申込書を再度取り付けるのではなく、変更部分のみを記した「申込書訂正請求書・変更承諾書」を取りつける実務運行となっている。

またその結果、変更後の保険料が申込時よりも増額された場合には、契約者から差額を受領した上で、領収書1を回収し、新たに領収書を交付する（本件では「領収書2」がそれに当たる）。

2. 裁判例

保険契約のクーリングオフに関する裁判例は多くないが、最近の事例として仙台地判平成25年10月2日金融・商事判例1430号34頁がある。この事案は、原告が、309条1項1号書面（「特に重要なお知らせ（注意喚起情報等）」）を受領していないと主張したのに対し、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報等）」の受領欄に確認印が押印されていることや、保険募集人が取扱事務基準に反する手続を行ったことをうかがわせる事情も見あたらないことを挙げて、クーリングオフ解除の主張を斥けたものである。

保険契約以外の契約のクーリングオフに関する裁判例には、東京地判平成25年4月15日ほか多数あり、その中で、クーリングオフを認めたものとしては、書面不備により「クーリングオフができる期間の起算日はいまだ到来していない」とした大津簡判平成18年5月9日などがある。

但し、本件のように、申込内容の変更に伴いクーリングオフ期間の起算日が争われた裁判例はないようである³⁾。

3. 本判決のクーリングオフ期間の起算日についての判断について

(1) 本件のクーリングオフ期間の起算日について、Y1は、申込をした日及び309条1項1号書面の交付日を、いずれも、当初の申込書がY2に提出され、領収書1がAに交付された平成22年10月18日であると主張した。

一方Xは、AからY1に対して本件申込書訂正

請求書・変更承諾書の提出がされ、これにより保険契約の内容が変更されたのであるから、新たな契約の申込みがされたと評価すべきであるとともに、本件領収書2は309条1項1号書面にあたるとして、本件のクーリングオフ期間の起算日は平成22年11月2日であると主張した。

これに対し本判決は、Y1の主張を容れて、本件におけるクーリングオフの起算日を平成22年10月18日と認めるとともに、Xの主張に対しては、11月2日になされた申込内容の変更について、「主要部分を変更するものではないというべきである」とし、「本件申込書訂正請求書・変更承諾書の提出をもって、本件転換後保険契約に係る新たな契約の申込みとみることができないものと解するのが相当である」とした。

このような判断は、本件の変更の内容から見て、妥当と思われる。

(2) もっとも本判決の考え方によれば、逆に「主要部分を変更するもの」であれば「新たな契約の申込み」となることになり、その日（または309条1項1号書面が交付された日のいずれか遅い日、本件で言えば11月2日）がクーリングオフの起算日とされることとなるが、何をもって「主要部分を変更するもの」となるのかについては判断を迷う場面もあるように思われる。

具体的には、保険種類そのものを変更する場合においては「主要部分を変更するもの」とされるものと思われるが⁴⁾、保険種類は変更しない場合でも、例えば通常の死亡保険契約の保険金額を5倍・10倍……に変更するような場合、「主要部分を変更するもの」になるかどうかについては不明であり、結局総合的な判断の下で、事案により結論が異なり得るように思われる。

(3) なお本判決は、領収書1と同じ文言が記された領収書2の交付が、なぜ309条1項1号書面の交付に当たらないのかについて言及していない（仮に本件領収書2の交付が309条1項1号書面の交付に当たるとされれば、11月2日になされた申込内容の変更が「主要部分を変更するもの」でないと、クーリングオフの起算日は11月2日となる）。

これは、少なくとも申込内容の主要部分を変更するものではない場合においては、いったん309条1項1号書面が交付されれば、クーリングオフ

制度の趣旨は契約者に伝わっているため、その後と同様の書面が交付されたとしても、それによりクーリングオフ期間の起算日を遅らせる必要はなく、そうしても契約者の利益を損なうものではないと判断したものとされる。

4. その他の主張について

Xはクーリングオフについて、起算日の他にもクーリングオフ期間の停止等の主張をしているが、本件におけるクーリングオフの起算日が平成22年10月18日であれば、本判決が示すとおり「その余の点について検討するまでもない」こととなる。

以下では、念のためその他の主張について、検討する。

(1) 指定代理請求人の権限

本件でXは「指定代理請求人」に指名されていたが、Xは指定代理請求人に対しては、クーリングオフを行う権限をも授与されているものと解釈されるべきと主張する。

指定代理請求人制度とは約款に定めるものであり、指定代理請求人は、被保険者が受取人になる保険金について、意識障害等により保険金請求が困難な場合に、その事情を証明した上で、上記保険金を代理請求できるが、同特約の約款文言上、保険金の代理請求権以外にまで代理権を拡大することは困難と思われる。

(2) 民法158条1項類推適用によるクーリングオフ期間の進行の停止

Xは、クーリングオフ期間の進行についても、民法158条1項が類推適用されるべきと主張する。

この点、民法158条は、消滅時効一般に関して、その期間満了6か月以内に成年被後見人等に法定代理人がないときに法定代理人が就職した時等から6か月を経過するまでの間は時効を完成させないこととする制度であるが、消滅時効期間は、最短でも1年間（民法第174条）、最長では10年（民法第167条）である。

これに対し、クーリングオフの制度は、民法の原則によれば期間を定めない申込は撤回できないところ、特定の契約について契約者保護の観点から、無理由での申込みの撤回や契約の解除を認めた特殊な制度であり、その行使期間は短期間（保険契約では8日間、その他10日間・14日間・20日間の例がある）に限られているのであって、これに民法158条に定め

る6か月の期間延長を類推適用するのはいかにもバランスを欠くし、その期間を長期間継続させると、契約の効力が甚だしく不安定になって、弊害が著しい。したがって、クーリングオフ期間に関しては、民法158条の類推適用は認められないというべきであろう。

(3) クーリングオフ権の相続

クーリングオフ権の相続に関し、Xはこれを肯定するのに対し、Y1は一身専属権として相続されないものと解すべきであると主張した。

この点一般論としては、クーリングオフ権と似た権利である取消権や解除権に相続が認められる⁵⁾のであるからクーリングオフ権にも相続が認められるとする考え方（但し、その場合でも、相続人によるクーリングオフ権の行使は、クーリングオフ期間内に限られるべきであろう）と、クーリングオフ制度は短期間に限りまた特定の契約に限り、無理由での申込みの撤回や契約の解除を認めた特殊な制度であるから、取消権や解除権とは異なり相続人にその権利を認める必要はない（保険契約者の一身専属権である）、という双方の主張の余地があるようにも思われる。

もっとも、死亡保険契約において、被保険者が死亡した場合には、直ちに死亡保険金受取人に死亡保険金請求権が発生し、解除権・解約返戻金請求権等の契約者の権利は消滅する。これは、被保険者と契約者が同一人である場合のように、契約者と被保険者が同時に死亡した場合であっても同様である。

契約者のクーリングオフ権についてもこれと同様であり、被保険者の死亡と同時にクーリングオフ権は消滅すると解すべきである（なお、保険業法第309条第9項は「保険契約の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。」とする⁶⁾）。このため、被保険者が先に死亡しその後契約者が死亡した場合や、契約者と被保険者が同一人のとき等で契約者と被保険者が同時に死亡した場合には、（契約者の死亡がクーリングオフ期間内であったとしても）契約者の相続人がクーリングオフ権を相続することはない。

一方、被保険者の死亡前に（かつクーリングオフ期間内に）契約者が死亡した場合であれば、契約者の有していたクーリングオフ権を強いて一身専属権と解する必要はなく、相続人が相続するものと解し

てよいと思われる（保険契約ではないが、相続人によるクーリングオフを認めた事案として東京地判平成16年7月29日判時1880号80頁⁷⁾）。

以上によれば、本件では、契約者と被保険者が同一人だったのだから、クーリングオフ権の相続を主張する余地はなかったということになる。これは、Xが主張する民法158条1項類推適用によるクーリングオフ期間の進行の停止があったとしても同様である。

(4) Aの相続人によるクーリングオフの行使に係る無権代理行為の追認権の相続

Xは、Xが行ったクーリングオフは、Aを本人とする無権代理行為ということができ、Aの相続人であるAの夫、Aの長女及びXは、その追認権を相続し、同相続人3名が、平成25年9月13日、Y1に対し、Xによる本件転換後保険契約のクーリングオフを追認する旨の意思表示をしたと主張した。

確かに、無権代理を追認する権利は相続され得るが⁸⁾、クーリングオフについての無権代理行為の追認がいつでもできるとすれば、クーリングオフ期間が長期間継続することになって、契約の効力が甚だしく不安定になり、弊害が著しい。したがって、仮に無権代理行為の追認権を相続により得たとしても、その行使は、クーリングオフ期間内に限られるべきであろう。

以上

* * * * *

- 1) 民法521条1項、524条。
- 2) 筆者所属会社では現在、保険料のキャッシュレス化に伴い、領収書裏面には保険契約の申込みの撤回等に関する事項は記載しておらず、「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」や「ご契約のしおり」を309条1項1号書面としている。
- 3) 申込内容の変更ではないが、クーリングオフ書面を送付した後にクーリングオフを撤回した事案として神戸簡判平成17年2月16日がある。同判決では、クーリングオフを撤回したときには元の契約は復活せず、再契約の申し込みと評価されるので、事業者は再度解除に関する定め等を記載した書面を交付しなければ、クーリングオフ期間の起算日は到来しないとした。
- 4) 実際、筆者所属会社の実務では保険種類を変更する場合には、申込書訂正請求書による変更はできず、一旦当初申込を不成立にして返金し、新たに申込手続きを行うこととなる。
- 5) 民法120条、大判昭和6年3月4日等
- 6) 同項但し書きにおいては、「申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生

じたことを知っているときは、この限りでない。」とする。

同項は、「保険契約者が保険事故の発生を知らずに撤回等をしたために保険金の請求ができなくなることを防止する趣旨」（山下友信 保険法（有斐閣・2005年）219頁）とされ、但し書きは、自らの権利である死亡保険金請求権の発生を知った上で、その権利を放棄すること（債権放棄による直接的な放棄ではなく、クーリングオフによる結果的な放棄をすること）は妨げないとする趣旨なのであって、契約者とは異なる保険金受取人が一旦得た死亡保険金請求権を、契約者がクーリングオフ権の行使により奪うことまでを認めるものではないと思われる。

つまり、この但し書きは、保険契約者と死亡保険金受取人が同一の契約（自己のためにする他人の生命の保険契約。保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人の順に、A・B・A契約）についてのみ適用があると解されよう。

7) この事案は、被相続人が購入した商品の代金を請求された相続人らがクーリングオフを主張したところ、相続人に交付された書面に、訪問販売法第5条（現行特定商取引法第9条）所定の記載事項が欠けている（不備書面交付）として、相続人らによるクーリングオフを認めたものである。

8) 最判昭和40年6月18日等